

公立大学法人奈良県立大学 教員の降任及び解雇の手続きに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学就業規則（以下「就業規則」という。）第24条および第25条に定める本学の教授、准教授及び講師（以下「教員」という。）の降任及び解雇（以下「降任等」という。）の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の降任等)

第2条 教員の降任等は、学長の申出に基づき理事長が行う。

- 2 前項に規定する学長の申出は、奈良県立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の審査に基づき行わなければならない。
- 3 学長は、第1項の申出を行うに当たって教育研究審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 理事長は、第1項の降任等を行うに当たって理事会の議を経なければならない。

(人事委員会における審査)

第3条 学長は、教員が就業規則第24条もしくは第25条の各号に該当するおそれがある場合には、人事委員会の審査に付さなければならない。

- 2 人事委員会は、降任等の審査のため、関係者に対し、必要な調査を行うことができる。
- 3 人事委員会は、審査を受ける者に対し、弁明の機会を付与するものとする。

(その他)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。